

坂戸市都市計画審議会

開催日時	令和3年10月28日(木) 午前10時00分開会・午前10時56分閉会	
開催場所	坂戸市役所全員協議会室	
会長の氏名	尾崎 晴男	
出席者(委員)の氏名・出席者数	森田 修平委員 加藤 拓委員 尾崎 晴男委員 柳下 正和委員 中川 周三委員 小川 直志委員 加藤 則夫委員 小澤 弘委員	森田 文明委員 鈴木 水弘委員 (代理: 飯能県土整備事務所遠藤道路環境部長) 内藤 淳一委員 (代理: 西入間警察署交通課皆川係長) 堀口 郁子委員 川口 博委員 小堺 寿代委員 14名出席
欠席者(委員)の氏名・欠席者数	石井 寛委員	1名欠席
事務局職員の職・氏名	都市整備部部長 都市整備部次長兼北坂戸地区まちづくり推進室 都市整備部副参与 都市計画課課長 都市計画課課長補佐 都市計画課係長 都市計画課主任	鷺谷 久芳 佐藤 健一 坂本 浩之 林 洋司 立川 勝浩 松本 哲雄 川口 直輝
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 会議録署名委員の指名 4 諮問事項 (1) 坂戸都市計画生産緑地地区の変更(坂戸市決定) (2) 特定生産緑地の指定について (3) 都市計画法第34条第11号に基づく指定区域の変更について (4) 坂戸都市計画道路の変更(埼玉県決定) 5 閉会	
配布資料	・次第 ・諮問事項資料1、2、3及び4 ・委員名簿 ・坂戸市都市計画審議会条例及び規則	

	議 題・発言内容・決定事項
事務局	<p>本日は、お忙しい中、お集まりをいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日ですが、議事録作成のため、音声テキスト化機器を机の上に配置してありますので、ご了承ください。</p> <p>まず、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>本日の資料につきましては、お手元の「配布資料一覧」のとおりでございます。確認をお願い致します。</p> <p>なお、諮問事項資料4につきましては、事前にお渡しした資料から、お手元のものに変更をお願いします。</p> <p>資料に不足がございませんでしょうか。</p> <p>資料の訂正をお願いします。</p> <p>諮問事項1の資料でございます。</p> <p>1の変更内容につきまして、上から2番目の勝呂第11号生産緑地地区の変更前と変更後の数字を誤って記載しておりました。変更前の数字が0.17ha。変更後が0.16haになります。訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。</p>
事務局	<p>それでは、これより坂戸市都市計画審議会を開会させていただきます。</p> <p>初めに、坂戸市都市計画審議会運営規則第2条の規定によりまして、代理として出席されている方につきましてご報告いたします。</p> <p>埼玉県飯能県土整備事務所長の鈴木委員におかれましては、道路環境部長の遠藤様がお出席されています。</p> <p>西入間警察署長の内藤委員におかれましては、交通課の皆川様がお出席されています。</p> <p>なお、石井委員におかれましては、本日ご欠席されています。</p>
事務局	<p>よって、本日の出席者14名、欠席者1名でございます。</p> <p>従いまして、条例第7条第2項の規定により、委員の半数以上の出席でありますので、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>都市整備部部長の 鷺谷 でございます。</p> <p>次に、都市整備部次長兼北坂戸地区まちづくり推進室長の 佐藤</p>

	<p>でございます。</p> <p>次に、都市整備部副参与の 坂本 でございます。</p> <p>次に、都市計画課長の 林 でございます。</p> <p>次に、都市計画課まちづくり政策係の 松本 でございます。</p> <p>同じく、まちづくり政策係の 川口 でございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課の 立川 と申します。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、尾崎会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆様、こんにちは。当審議会の会長を仰せつかっております尾崎でございます。どうぞよろしくお願い致します。本日皆様方ご多用の中、本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は坂戸市決定案件 4 件の諮問事項がございます。いつものとおりですが、慎重審議をお願いするとともに、この時期でございますので、効率的にとという形で、進めたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>続きまして、小塚副市長より挨拶を申し上げます。</p>
副市長	<p>おはようございます。副市長の小塚でございます。一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員皆様におかれましては大変お忙しい中、都市計画審議会にご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。また、日頃より本市のまちづくりに向けご協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。</p> <p>本日の諮問事項につきましては、「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」、「特定生産緑地の指定について」、「都市計画法第 34 条第 11 号に基づく指定区域の変更について」及び「坂戸都市計画道路の変更」の 4 件でございます。</p> <p>どうぞ、慎重ご審議、賜りますようお願いいたします。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症の感染者は減少傾向にありますが、まだまだ終息には至っておらず、今後、第 6 波も心配されているところでございます。本市といたしましても、関係機関と連携を図りながら、万全の体制で取り組んでまいりたいと思っております。委員の皆様方におかれましては、日頃お体をご自愛いただきま</p>

	<p>して、今後におきましても本市のまちづくりに対しまして、より一層の御協力を賜りますことを心よりお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>小塚副市長におきましては、他に公務が重なっておりますので、ここで退席されますことをご了承願います。</p> <p>(副市長退席)</p>
事務局	<p>それでは、議事に入ります、議長を尾崎会長にお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、次第に基づきまして議事を進めます。次第3の「会議録署名委員の指名」でございます。</p> <p>坂戸市都市計画審議会運営規則第5条の規定により、会長より指名させていただきます。本日は小川直志委員さんと加藤則夫委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくようお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>続きまして、本会議の公開又は非公開についてお諮りしたいと存じます。</p> <p>本会議は、原則として公開することとなっておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>本日の会議を公開することといたします。</p>
会 長	<p>次に傍聴希望者について確認します。本日の会議の傍聴者はいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>いません。</p>
会 長	<p>傍聴希望者がいないようですので、議事を進めます。</p>
会 長	<p>それでは、諮問事項(1)「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」を審議いたします。</p> <p>案件内容を事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、諮問第1号についてご説明を申し上げます。</p> <p>最初にお手元の資料の確認をお願いします。</p> <p>資料1でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは諮問事項について説明させていただきます。</p> <p>まず、生産緑地地区については、市街化区域内の農地において、所</p>

有者からの指定の申し出を受け、一定の要件を満たしていると認められる場合、都市計画審議会にて意見をお聴きした上で指定するものです。

指定後 30 年間は生産緑地として営農等の管理をお願いするものであります。

今回の変更等は 6 地区になります。資料 1 の 2 ページ目上段をご覧ください。対象となる土地は、大字石井地内の生産緑地地区勝呂第 2 号の赤丸で囲われたところに位置している面積約 0.04ha の区域でございます。

下段の区域図をご覧ください。区域図の北側にあります追加する区域については、指定の申し出があり、今回新たに生産緑地に追加するものであります。

また、区域図の南側にあります追加する区域については、石井土地区画整理事業の仮換地の変更により、勝呂第 11 号より追加されたものであります。

当該土地につきましては、生産緑地地区勝呂第 2 号と一体の生産緑地地区としての指定を予定しているものであります。

資料の 3 ページ目上段をご覧ください。

対象となる土地は、大字石井地内の生産緑地地区勝呂第 11 号の赤丸で囲われたところに位置している面積約 0.01ha の区域でございます。

下段の区域図をご覧ください。対象の削除する区域については、石井土地区画整理事業の仮換地の変更により、勝呂第 11 号より削除し、前述の勝呂第 2 号へ追加するものであります。

資料の 4 ページ目上段をご覧ください。

対象となる土地は、大字片柳地内の生産緑地地区坂戸第 1 号の赤丸で囲われたところに位置している面積約 0.07ha の区域でございます。

下段の区域図をご覧ください。区域図の東側にあります追加する区域については、指定の申し出があり、今回新たに生産緑地に追加するものであります。

当該土地につきましては、生産緑地地区坂戸第 1 号と一体の生産緑地地区としての指定を予定しているものであります。

資料の 5 ページ目上段をご覧ください。

対象となる土地は、大字片柳地内の生産緑地地区坂戸第 11 号の赤丸で囲われたところに位置している面積約 0.04ha の区域でございます。

下段の区域図をご覧ください。当該土地につきましては、片柳土地区画整理事業の仮換地の変更により、区域が変更になるものでござ

	<p>ざいます。</p> <p>資料の6ページ目上段をご覧ください。</p> <p>対象となる土地は、大字片柳地内の赤丸で囲われたところに位置している面積約0.06haの区域でございます。</p> <p>下段の区域図をご覧ください。区域図の追加する区域については、指定の申し出があり、今回新たに生産緑地に追加するものであります。</p> <p>当該土地につきましては、生産緑地地区坂戸第94号として、指定を予定しているものであります。</p> <p>資料の7ページ目上段をご覧ください。</p> <p>当該生産緑地については、入西第25号生産緑地地区として指定されております。この地区は、複数の筆で構成されており、複数の土地所有者がいらっしゃいます。</p> <p>今回、このうちの土地の主たる従事者である所有者1名が亡くなられたことにより、この方が所有していた土地について、買取り申し出がなされました。</p> <p>下段の区域図をご覧ください。この図の中で、黄色く着色された区域が、今回、行為制限の解除により削除しようとする区域でございます。</p> <p>当該地区の現在の面積は約0.29haですが、地区の一部が削除されることにより、変更後の面積は約0.19haとなります。</p> <p>資料戻りまして、1ページ目をご覧ください。</p> <p>これまでの経緯といたしましては、本年8月23日に埼玉県知事に「坂戸都市計画生産緑地地区の変更について」協議の申し入れを行い、8月25日に「異存なし」の旨の回答がありました。</p> <p>その後、9月2日より都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出等はありませんでした。</p> <p>説明につきましては、以上でございます。</p>
会 長	はい。ただいまの説明に対して、ご質問がありましたら、お願いいたします。
委 員	ありません。
会 長	<p>質疑がないようでございますので、お諮りします。</p> <p>諮問事項(1)「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」は原案に賛成することで、御異議ございませんか。</p>
委 員	異議なし。

会 長	ご異議なしと認めます。よって、原案に賛成することに決定いたします。
会 長	それでは、諮問事項(2)「特定生産緑地の指定について」を審議いたします。 内容を事務局より説明願います。
事務局	それでは、諮問第2号についてご説明を申し上げます。 最初にお手元の資料の確認をお願いします。 資料2でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。 まずは、特定生産緑地について説明いたします。 特定生産緑地制度とは、指定から30年間の期限を迎えた生産緑地地区を所有者の申出により、10年延長する制度です。 指定の流れについては、生産緑地地区の指定から30年が経過する申出基準日(坂戸市では令和4年12月3日)より前に、所有者などの同意を得るとともに、都市計画審議会でご意見をお聴きした上で、特定生産緑地の指定を行います。 指定することで、営農の継続義務と税制特例措置が10年間延長されることとなります。 本日は、これまでに指定の申出を受けた33地区、約4.81haについて、生産緑地を特定生産緑地に指定するにあたり、本審議会にご意見をお聴きするものでございます。 また、残りの所有者の申し出については、次年度にご意見をお聴きし、本日の申し出と併せ、一括で令和4年度に特定生産緑地に指定する予定です。 説明につきましては、以上でございます。
会 長	本日は、現在申出になっておられる方の資料ということでございます。具体的に指定をしようと、諮問をいただくのは令和4年の12月3日より前ということになりますでしょうか。 では、それぞれの状況については、ご覧いただきまして、皆様方からご質問がありましたら、お願いします。
委 員	申込みをされていない方については、農地にしたくないという意味合いでしょうか。
会 長	はい。事務局からどうぞ。
事務局	お答えします。現在申出いただいている地区数としては33地区

	<p>ございます。全体としては 96 地区ございまして、まだ 63 地区に関しては、意思表示がないという状態になっています。33 地区の中で、なかには特定生産緑地に移行したいという方と、特定生産緑地を選択しないという方がいらっしゃいます。30 年経ちますと、所有者の意思で生産緑地を自由に解除できる状況になっていますので、選択しないという方は、土地利用を念頭に置かれていると考えています。以上でございます。</p>
委員	<p>そうすると、来年になると意思表示が見えてくるということでしょうか。</p>
会長	<p>はい。事務局どうぞ。</p>
事務局	<p>はい、お答えします。 来年の期日には全地区の生産緑地の土地利用が確定するという状況になってございます。 以上でございます。</p>
委員	<p>了解しました。</p>
会長	<p>はい、ご質問ご意見等ございますでしょうか。 私から事務局へうかがいますが、今は令和 3 年ですから、来年の今頃より前ですかね。審議会で諮問いただいて、決定という形が 1 年後にあるということでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、そうでございます。</p>
会長	<p>改めて確認いたしましたので、次年度お願いすることになるかと存じます。 他に、よろしゅうございますか。 そうしますと、この件についてお諮りする内容でございますが、諮問事項 (2)「特定生産緑地の指定について」は原案に意見なしということをお諮りすればよろしいかなと思います。 よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>意見なし。</p>
会長	<p>原案について、意見なしということで決定いたします。 ありがとうございました。</p>

<p>会 長</p>	<p>それでは、諮問事項 (3)「坂戸市都市計画法第 34 条第 11 号に基づく指定区域の変更について」を審議いたします。 内容を事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、諮問第 3 号についてご説明を申し上げます。 最初にお手元の資料の確認をお願いします。 資料 3 でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。 それでは諮問事項について、説明させていただきます。 諮問事項資料 3 をご覧ください。 始めに、1 の趣旨でございますが、近年の頻発、激甚化する自然災害に対応するため、災害リスクの高い区域の開発抑制を内容とする都市計画法の一部が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。 これに伴いまして、都市計画法第 34 条第 11 号の規定により指定する土地の区域には、災害リスクの高い区域を含むことができなくなることから、関連する条例の改正及び指定区域の変更を行うものであります。 ここで、都市計画法第 34 条第 11 号について概要をご説明いたします。 都市計画法第 34 条第 11 号では、本来開発が規制される市街化調整区域において、既存の集落が形成され、一定の要件を満たす道路に接している土地であれば、条例にて区域を指定し、自己居住用の住宅の開発を可能とするものでございます。 坂戸市では、市内の広範囲においてこの区域を設定しておりますが、今回の法改正に伴い規制を強化するものでございます。 なお、法第 34 条第 11 号につきましては、以下「11 号」、法第 34 条第 11 号の指定する土地の区域につきましては、以下「11 号区域」と表現をさせていただきます。 次に、2 の本市における災害リスクの高い区域についてですが、本市において除外対象となる災害リスクが高い区域は、 <ul style="list-style-type: none"> (1) の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 (2) の洪水浸水想定区域 となります。 なお、詳細につきましては後ほど図を用いて説明をさせていただきます。</p>

次に、3の変更(除外)する区域ですが、法改正の趣旨及び国の技術的助言に基づき、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域並びに洪水浸水想定区域のうち想定浸水深が3mを超える区域を11号区域から除外いたします。

洪水浸水想定区域につきましては、「生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある箇所」を除くものとされており、国の技術的助言において、「一般的な家屋の2階の床面に浸水するおそれがある水深3mを目安とすること」としていることから、本市におきましても想定浸水深が3mを超える区域を除外するものとします。

次に4の経緯ですが、令和2年6月の法改正後、施行令の改正を経まして、現在令和4年4月の施行に向けた手続きを進めております。

次に5のその他でございますが、11号と同様に市街化調整区域におきまして、その土地や申請者における親族等の条件を満たす者に対して、自己居住用住宅(いわゆる分家)等の開発を可能とする都市計画法第34条12号の許可がございます。

なお、法第34条第12号につきましては、以下「12号」と表現をさせていただきます。

この12号許可につきましても、災害リスクの高い区域における開発行為の規制が強化されることになり、分家による開発行為も規制されます。

ただし、その中で線引き前から自己又は親族が土地を所有し、線引き前から親族が本市又は本市の隣接市町に居住している者については、特例として除外区域においても自己居住用の住宅に関する開発許可を可能とします。

それでは、図によりまして説明をさせていただきます。

資料番号1をご覧ください。

こちらは、土砂災害特別警戒区域等を表すものであり、赤枠が土砂災害特別警戒区域、黄色の枠が土砂災害警戒区域となります。

該当地は、西坂戸及び大字多和目の一部の2か所が指定されております。

なお、現在、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に11号区域はございません。

次に、資料番号2をご覧ください。

こちらは、本市の 11 号の指定区域図となります。

指定につきましては、建築物の敷地がおおむね 50 メートル以内の間隔で存在してる集落(赤い色で着色している部分になります。)の内、規則で定める道路・排水の基準といたしまして、道路幅員が 4m 以上の道路に道路側溝が布設されている路線に接する土地が、11 号で指定する土地の区域となります。(集落の中に、青又は黒い線が該当する路線となります。)

なお、本市の 11 号区域で立地が可能な建築物につきましては、自己専用住宅のみとなります。

次に、資料番号 3 をご覧ください。

こちらは、本市における洪水浸水想定区域図となります。

黄色箇所は想定浸水深が 50cm 以上 3m 未満となり、ピンク色の箇所が想定浸水深 3m 以上の区域となります。

今回の除外対象はピンク色の区域となります。

本市におきましては、高麗川や越辺川その他河川の影響により浸水想定区域は広範囲となっております。

次に、詳細図にてご説明をさせていただきます。

資料番号 4 をご覧ください。

この図は先ほどの 11 号区域図に洪水浸水想定区域図を重ね合わせ、一例として入西の北部周辺の詳細を表したものです。

中央左下あたりに、戸口と記載している所をご覧ください。

緑色の線で囲まれたところが、集落となります。

集落内の赤い線が道路となり、その脇の青い線が道路側溝を示しております。

この、道路側溝に接している土地について、11 号で指定した土地の区域となります。

ピンク色で着色されている土地は想定浸水深 3m 以上となり、11 号区域から除外をするものであります。

なお、道路側溝に接している黄色の土地は、想定浸水深が 3m 未満であることから 11 号区域となります。

資料番号 5 をご覧ください。

こちらは、今回の規制に伴う変化を表した新旧対照図となります。

上段につきましてはこれまでの運用となります。

緑色で囲われた箇所が既存の集落となり、一定の基準を満たした場合において、11号、12号、集会所等の開発が許可されていました。

なお、12号（ア、イ）とは、俗に分家と呼ばれるものであり、土地や申請者に関して親族要件等を求めているものでございます。また、右端の12号（ウ）につきましては、12号（ア、イ）と同様に土地や申請者に関する親族要件等を求めるものですが、「線引き前から自己又は親族が土地を所有し、線引き前から親族が本市又は本市の隣接市町に居住している者」を対象としているものでございます。

これまでは、一定の基準を満たす者についてこれらの開発行為を許可しておりましたが、令和4年4月1日以降は下段のような取り扱いとなります。

下段をご覧ください。

赤色で塗りつぶされた想定浸水深3m以上の区域において、これまで可能となっていた開発行為を規制するものであり、既存集落の保全の観点から、12号（ウ）についてのみ、特例として想定浸水深3m以上の区域においても防災対策等を講じることで自己居住用の住宅に関する開発許可を可能とするものでございます。

なお、今回の諮問事項といたしましては、条例の規定によりまして都市計画法第34条第11号で指定した土地の区域の変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞くものとなっておりますことから、法改正に伴う区域の変更につきまして、ご意見をお伺いするものでございます。

説明は以上でございます。

会 長

はい、諮問事項について意見を聞くというものでございました。それでは、細かいこともございますので、どのようなご質問でもかまいません。

本件について、ご質問がありましたらお願いします。

委員

3mということで、かなりの制限制約がかかってくるということですが、これから先に治水対策等が進んで、浸水深度が3mから外れてくる地域も場合によっては出てくるのではないかなど、考えられるのですが、その場合、3mに該当しないという認定はどういう段階で変更を考えていくのか、つまり県がやったハザードマップ等

	<p>で3mからはずれた段階で自動的にこの3mの区域からはずれるのか、それとも後の都市計画審議会で改めて、確認してから、許可をするのか。そういうことを考えてるかお示し願いたいと。</p>
会 長	<p>それでは事務局から回答してください。</p>
事務局	<p>お答えいたします。今回除外対象とするデータにつきましては、国土交通省が作成しておりますハザードマップになっております。今、委員さんがおっしゃいましたように、このマップがですね、更新された場合、またその時の状況等を加味しまして、除外区域が変わるということになりますので、また都市計画審議会でも除外区域の変更等を行っていくということになります。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>確認ですが、流れはわかりました。考え方としては、国の示す資料が変更になったら、速やかに都市計画審議会を開いて、除外その他について、審議をするという考え方でいるということでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、お答えいたします。変更の情報を入手したら、適宜、審議会の開催等を調整しながら、諮っていきたいと思います。</p>
委員	<p>了解です。</p>
会 長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料5なんですが、浸水深3m以上のところから11号、12号、作業所、集会所がなくなりましたけど、具体的に令和4年の4月1日からだから、それまでに駆け込みでやるという危惧はないでしょうか。</p>
会 長	<p>事務局どうぞ。</p>
事務局	<p>はい、お答えします。来年の4月1日の施行に伴いまして、今後条例の改正もございますので、その審議を経たのち、予定としましては、来年の1月に広報等で周知を図っていきたいと考えてございます。その後3月31日までの申請に関しては、現行の制度で許可するものでございますので、そういった駆け込みに関してはですね想定されるというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>

会 長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>申請があれば受理はするんでしょうけど、行政としては控えたほうがいいですよというお話はされるのかなと思いますけど、手続き的には受けることになるのかなと推察いたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>わかりました。具体的には、議長のいうようにしてくれるんだろうと思います。</p>
事務局	<p>補足でよろしいですか。現在はですね審議中ということもございまして、浸水の区域の考え方というのは具体的には示しておりませんが、今現在の窓口においてもですね、もう法改正はされておりますので、来年の4月1日に向けて、この除外区域の考え方を審議してるというのをアナウンスしてございます。そういったところで、可能な範囲で事業者の方にアナウンスしてる状況でございまして、ご報告をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
会 長	<p>どうぞ、ご質問あれば。</p>
委員	<p>資料3で示されている浸水3m以上の地点ですけど、これは土地のレベルが低いと解釈するんですけど、その時に、この前、越辺川で洪水の氾濫がありましたけれど、どこかに一定の遊水地を設けて、そこに水を溜めて、広がらないような工夫というのはお考えでしょうか。</p>
会 長	<p>では、回答してください。</p>
事務局	<p>お答えいたします。2年前に台風19号ですけど、川越市の平塚新田で堤防が決壊しております。それに伴いまして、国交省の方で、入間川治水対策プロジェクトの方を立ち上げまして、現在、三芳野地区、圏央道の南ですね。今、田んぼ地帯ですね。そちらに遊水地の計画をしております。今、調査等をしてる段階ですので今後具体的な計画等が示されていくという状況となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会 長	<p>どうぞ。</p>

委員	<p>今の補足しますと、私住んでるところが戸口なんですけど、19号の時にですね、この赤の浸水深3m、確かにこのように浸水しました。ここで77棟の床上浸水、39棟の床下浸水。この河川は葛川という一級河川で、飯能県土さんの県管理です。ここは排水機場がないので、水門を締めちゃいますと、滞留するばかりで、このような被害が出たんですね、ここについては、毎秒45トンの排水機場の設置と同時に調節池の計画がされて、河川整備計画も変更されて、そのような計画で進んでまいります。ですから実際にはその排水能力と調節池が入りますと、この浸水というのは、本線の越辺川が決壊すればこうなるのでしょーうけど、ある程度安全度は高まってくる計画になってくると思いますので、委員さんのご質問の補足説明をさせてもらいました。</p> <p>私の質問はですね、線引き前という表現です。線引きというのはいつなのかということを確認いただきたい。</p>
事務局	<p>お答えします。この線引きとは、坂戸市内で市街化区域と市街化調整区域を分けたところを線引きというふうに言っております、昭和45年の8月25日になってございます。</p>
委員	<p>わかりました。昭和45年8月25日、これが線引き前という日だと。ここについては今回の改正に伴って、先ほど委員さんからありましたように、資料番号5で浸水深3m以上で、制限されてくると、これは質問ではないんですけど、この地域の今の状況を考えてみますと、ほんとにコミュニティそのものが、もうなくなってくる。人口減少、少子高齢化、そういった部分でこの地区にとっては、これは国の法律でやむを得ない部分ですが、それについては将来危惧されるわけでございます。そのへんですね、私は一つお願いがあるのですが、これからこの審議会を経て、条例改正等が議案として議会に付されて、これを実施していく、そうすると、やはりこの辺についてはですね、住民にもきちっと、ある程度その説明をですね、していただきたいと、それだけはこの審議を踏まえてですね、お願いできればということで、要望にさせていただきます。</p>
会 長	<p>はい、他にいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>なし。</p>

会 長	<p>よろしいですか。そうしますとですね。これについての条例の改正は議会でされるということで、審議会の意見を求めているところで、要望というようなお話もありましたので、意見なしというかたちがよろしいか。条例の変更については意見なしとし、最初に質問いただいた、災害危険度の程度の変更があれば遅滞なく、これを反映すること。災害を軽減するような対処を引き続き力を注ぐこと。住民の方々にきちんと説明すること。この3点を意見にいれるということが妥当かと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>会長のおっしゃるとおりでよいのでは。</p>
会 長	<p>そういう意見を答申するということで、文言については精査して3点を反映するというので、そのあたり事務局と相談して作りたいと思います。</p> <p>よろしいございますでしょうか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。実際の答申文については、今の内容をきちんと作るということで、お認めいただければと思います。</p> <p>以上のことをご異議ございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、諮問事項（4）「坂戸市都市計画道路の変更について」を審議いたします。</p> <p>内容を事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、諮問第4号についてご説明を申し上げます。</p> <p>最初にお手元の資料の確認をお願いします。</p> <p>諮問事項資料4及び諮問文の写しでございます。諮問文の写しについては、県から10月19日に意見照会を受けたため、この会に諮るものでございます。</p> <p>資料の不足等はありませんでしょうか。</p> <p>それでは諮問事項について説明させていただきます。参考資料をご覧ください。</p> <p>今回の坂戸都市計画道路の変更については、鶴ヶ島市決定である、川越鶴ヶ島線及び鶴ヶ島毛呂山線の一部区域の線形変更に伴</p>

	<p>い、交差する新熊谷入間線の隅切り位置の変更を行うものです。</p> <p>鶴ヶ島毛呂山線の変更については、既存ストックである現道を生かした線形とすることで事業効果の向上が図られることから、一部区間について線形を変更します。</p> <p>併せて、鶴ヶ島毛呂山線との交差形状の整合を図るため、接続する川越鶴ヶ島線の一部区域の変更を行います。</p> <p>次に、諮問事項である、埼玉県決定の都市計画道路の変更について説明いたします。諮問事項資料4の2枚目をご覧ください。</p> <p>変更後の図をご覧ください。黄色で塗られた箇所が、変更前の交差点の隅切りであります。川越鶴ヶ島線及び鶴ヶ島毛呂山線の線形の変更により、赤色で塗られた箇所に隅切りの変更がされるものでございます。</p> <p>諮問事項資料4の1枚目をご覧ください。経緯についてありますが、新熊谷入間線の変更につきましては、埼玉県決定の案件であるため、都市計画法第18条第1項の規定により、市町村への意見照会が10月19日にあり、今回の都市計画審議会に諮問しているところであります。</p> <p>今後、都市計画法第17条縦覧が11月12日から26日まで行われ、その後、令和4年2月頃に埼玉県での都市計画審議会を経て、都市計画決定の告示がされる予定でございます。</p> <p>説明につきましては、以上でございます。</p>
会 長	ただいまの説明に対して、ご質問がありましたらお願いします。
委 員	なし。
会 長	<p>質疑がないようでございますので、お諮りします。</p> <p>諮問事項(4)「坂戸市都市計画道路の変更について」は原案に賛成することで、ご異議ございませんか。</p>
委 員	異議なし。
会 長	異議なしと認めます。よって、本件につきましては意見なしとして市長に答申するということにいたします。
会 長	以上をもちまして、当審議会に諮問されました議案の審議は終了いたしました。本日付で、その旨を市長に答申することといたします。

	<p>す。3件目につきましては、文言を精査いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>そうしますと、本日の次第は以上でございますので、議長の任を解かせていただきます。</p> <p>委員の皆様には、進行にご協力賜りまして、まことにありがとうございます。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様から何かありますでしょうか。</p>
委員	<p>よろしいですか。</p> <p>今回、都市計画審議会やらさせていただいて、今回この期間ですね、2020年からコロナの感染拡大が広がりまして、この審議会も影響を受けたんじゃないかと思えますけども、私がこの都市計画審議会に期待していた、もちろん都市計画の審議をすることですけども、もう一つは参加されている見識ある方々の坂戸市のこれからの具体的な都市計画の考え方をお聴きできればなと思っていたところなんです。ですけども、残念ながらコロナの拡大の影響で、この機会を逃したような気がしました。大変もったいない期間だと思えますし、また大変心残りの期間となったと思っております。事務局の方々にはありがとうございます。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に何かありますでしょうか。</p> <p>ここで、現任期最後の都市計画審議会となりますので、鷺谷都市整備部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
鷺谷部長	<p>都市整備部長の鷺谷でございます。</p> <p>本日は、都市計画審議会の開催にあたり、大変お忙しい中にもかかわらずご出席を賜り誠にありがとうございました。</p> <p>また、これまでの審議会におきまして、慎重審議のうえご答申を賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げます。</p> <p>市といたしましては、今後も人口減少、超高齢社会への対応など、時代の要請に応じた都市計画行政を適切に推進してまいり所存でございます。</p> <p>委員の皆様方には、今後とも本市の都市計画に対しましてご指導</p>

	<p>とご支援を賜りますようお願い申し上げます、お礼のあいさつとさせていただきます。</p> <p>大変ありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、坂戸市都市計画審議会を閉会させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、大変ありがとうございました。</p>